

# 福岡市建築物環境配慮指針

制 定 平成24年10月 1日

福岡市建築物環境配慮に関する指導要綱第3条第1項に基づき、建築物に係る環境配慮に関する指針に関する指針を次のとおり定める。

## 1 特定建築物の環境配慮事項

- (1) 特定建築主は、特定建築物の新築等に当たり、当該特定建築物の環境の品質・性能の向上及び当該特定建築物による外部環境負荷の低減を図るため、次に掲げる項目に配慮するものとする。

Q1 室内環境	1 音環境	1.1 騒音	室内騒音レベル
		1.2 遮音	開口部遮音性能
			界壁遮音性能
			界床遮音性能（軽量衝撃源）
			界床遮音性能（重量衝撃源）
	1.3 吸音		
	2 温熱環境	2.1 室温制御	室温
			外皮性能
			ゾーン別制御性
		2.2 湿度制御	
		2.3 空調方式	
	3 光・視環境	3.1 昼光利用	昼光率
			方位別開口
			昼光利用設備
		3.2 グレア対策	昼光制御
		3.3 照度	
		3.4 照明制御	
	4 空気質環境	4.1 発生源対策	化学汚染物質
		4.2 換気	換気量
			自然換気性能
取り入れ外気への配慮			
4.3 運用管理		CO2の監視	
		喫煙の制御	
Q2 サービス性能	1 機能性	1.1 機能性・使いやすさ	広さ・収納性
			高度情報通信設備対応
			バリアフリー計画
		1.2 心理性・快適性	広さ感・景観
	リフレッシュスペース		
	内装計画		

		1.3 維持管理	維持管理に配慮した設計	
			維持管理用機能の確保	
	2 耐用性・信頼性	2.1 耐震・免震		耐震性
				免震・制振性能
		2.2 部品・部材の耐用年数		躯体材料の耐用年数
				外壁仕上材の補修必要間隔
				主要内装仕上材更新必要間隔
				空調換気ダクトの更新必要間隔
				空調・給排水配管の更新必要間隔
				主要設備機器の更新必要間隔
		2.4 信頼性		空調・換気設備
				給排水・衛生設備
	電気設備			
	機械・配管支持方法			
	通信・情報設備			
	3 対応性・更新性	3.1 空間のゆとり		階高のゆとり
				空間の形状・自由さ
3.2 荷重のゆとり				
3.3 設備の更新性			空調配管の更新性	
			給排水管の更新性	
			電気配線の更新性	
			通信配線の更新性	
	設備機器の更新性			
バックアップスペースの確保				
Q3 室外環境 (敷地内)	1 生物環境の保全と創出			
	2 まちなみ・景観への配慮			
	3 地域性・アメニティへの配慮	3.1 地域性への配慮、快適性の向上		
		3.2 敷地内温熱環境の向上		
LR1 エネルギー	1 建物の熱負荷抑制			
	2 自然エネルギー利用	2.1 自然エネルギーの直接利用		
		2.2 自然エネルギーの変換利用		
	3 設備システムの高効率化			
	4 効率的運用	4.1 モニタリング		
		4.2 運用管理体制		
LR2 資源・ マテリアル	1 水資源保護	1.1 節水		
		1.2 雨水利用・雑排水等の利用	雨水利用システム導入の有無	
			雑排水等利用システム導入の有無	
	2 非再生性資源の使	2.1 材料使用量の削減		

	用量削減	2.2	既存建築躯体等の継続使用		
		2.3	躯体材料におけるリサイクル材の使用		
		2.4	非構造材料におけるリサイクル材の使用		
		2.5	持続可能な森林から産出された木材		
		2.6	部材の再利用可能性向上への取組み		
		3	汚染物質含有材料の使用回避		
	3.1	有害物質を含まない材料の使用			
	3.2	フロン・ハロンの回避	消火剤		
			発泡剤		
			冷媒		
LR3 敷地外環境	1 地球温暖化への配慮				
	2	地域環境への配慮			
		2.1	大気汚染防止		
		2.2	温熱環境悪化の改善		
		2.3	地域インフラへの負荷抑制	雨水排水負荷低減	
				汚水処理負荷抑制	
	交通負荷抑制				
	廃棄物処理負荷抑制				
	3	周辺環境への配慮			
		3.1	騒音・振動・悪臭の防止	騒音	
				振動	
				悪臭	
		3.2	風害・砂塵・日照障害の抑制	風害の抑制	
				砂塵の抑制	
				日照障害の抑制	
3.3		光害の抑制	屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策		
			昼光の建物外壁による反射光(グレア)への対策		

(2) 特定建築主は、特定建築物の新築等に当たり、次に掲げる項目を福岡市の地域性を考慮した福岡市の重点項目として、特に配慮するものとするものとする。

地域別重点評価項目	都心部	ヒートアイランド対策	敷地内温熱環境の向上 温熱環境悪化の改善
	一般部	自然共生	生物環境の保全と創出
用途別重点評価項目	住宅	断熱性能	建物の熱負荷抑制
		長寿命化	躯体材料の耐用年数 対応性・更新性
	非住宅	省エネルギー	エネルギー
		省資源	既存建築躯体等の継続使用 躯体材料におけるリサイクル材の使用
すべての重点評価項目		自然エネルギー利用 水資源保護 緑化の状況 耐震・免震	

備考 この表における「都心部」とは、住宅都市局で定義されたものとし、「一般部」とは、都心部以外の地域とする。

## 2 環境配慮事項の評価基準・評価方法

- (1) 特定建築物の環境の品質・性能の向上及び当該特定建築物による外部環境負荷の低減を図るための環境配慮事項の評価基準は、財団法人建築環境・省エネルギー機構に設けられた建築物の総合的環境評価研究委員会において開発されたシステムである、建築環境総合性能評価システムCASBEEのうち、CASBEE-新築（簡易版）によるものとし、評価方法は、CASBEE-新築（簡易版）評価マニュアルによるものとする。
- (2) 福岡市の地域性を考慮した福岡市の重点項目の環境配慮事項の評価基準は、CASBEE福岡評価シートによるものとし、評価方法は、CASBEE福岡評価マニュアルによるものとする。